

「ほのぼの」シリーズ  
介護保険対応版 ほのぼのNEXT  
システム担当者 様

 NDソフトウェア株式会社  
システム開発本部 開発第2部 部長 塚本 直彦

# お詫び

## 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(令和6年3月15日) に伴う入院時費用自動算定の対応について

拝啓 平素より「ほのぼの」シリーズをご愛顧いただきまして厚く御礼申し上げます。

早速ではございますが、令和6年度介護報酬改定について、厚生労働省より「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1) (令和6年3月15日)」が発出され、その際に追加された入院時費用自動算定に関するほのぼのNEXTの対応につきまして下記のとおりご案内申し上げます。Q&A追加時からご案内及び対応が遅れ、大変申し訳ございません。お手数をお掛けいたしますが、下記ご確認いただきご対応の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

今後とも、制度変更への迅速な対応を含め、一層の品質向上に努めて参ります。

敬具

記

### 【対象の事業種別】

- ・認知症対応型共同生活介護（予防を含む）

### 【Q&Aの発出内容について】

令和6年度介護報酬改定について、「令和6年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol. 1) (令和6年3月15日)」が発出されており、以下のケースにおいて入院時費用が算定可能であることが通知されました。

### □令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1) (令和6年3月15日)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001227740.pdf> (P. 93 問154)

#### ○ 入院時費用の算定について

問 154 入院時の費用の算定について、3ヶ月入院した場合に、次のように、毎月6日を限度として加算を認めることは差し支えないか。  
(例) 4月1日から6月30日まで3ヶ月入院した場合  
4月1日 (入院)  
4月2日～7日 (一日につき246単位を算定)  
4月8日～30日  
5月1日～6日 (一日につき246単位を算定)  
5月7日～31日  
6月1日～6日 (一日につき246単位を算定)  
6月7日～29日  
6月30日 (退院)。

平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1) (平成30年3月22日)問112の通知内容となります。

(答)

・平成18年3月31日老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号第2-6-(6)-⑤に示すように入院当初の期間が、最初の月から翌月へ連続して跨る場合は、都合12日まで算定可能であるが、事例のような毎月ごとに6日間の費用が算定できるものではない。

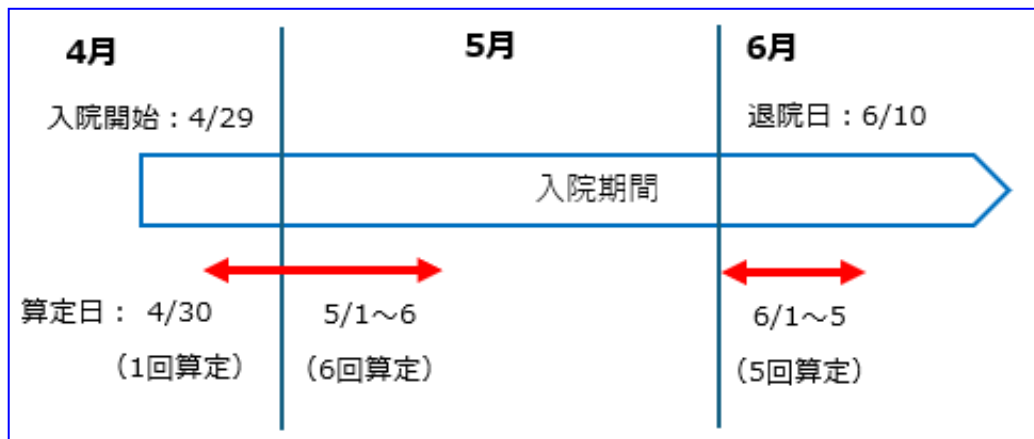
・なお、1月の限度である6日間及び1回の入院の都合12日は連続している必要はないこと。

~~~~~省略~~~~~

※平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1) (平成30年3月22日)問112は削除する。

「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1) (令和6年3月15日)」から追加されました。

## □算定可能となったケース



4月：入院開始日の次の日から算定可能なため、1回算定となります。

5月：入院時費用は1月につき最大6回まで算定可能なため、6回算定となります。

6月：1つの入院期間につき最大12回まで算定可能なため、5回算定となります。

(4月に1回、5月に6回算定済のため、6月は最大5回まで算定可能。)

### 【算定可能となったケースに該当する利用者の確認方法】

大変お手数をお掛けしますが、以下の手順でご確認をお願いいたします。

- ① [利用者管理] → [CSV] 画面 → [既往歴] ボタンより、処理期間の開始日を平成30年4月以降で、月跨ぎの入院がある利用者に対象月を特定します。

| 開始日        | 開始時間  | 終了日        | 終了時間  | 発病年月日 | 入院・通院 | 終了区分 | 主病・副病 | 病名   | 服薬 |
|------------|-------|------------|-------|-------|-------|------|-------|------|----|
| 2026/04/04 | 12:00 | 2026/04/12 | 18:00 |       | 入院    | 継続   | 主病    | 剥離骨折 |    |
| 2026/04/26 | 11:00 | 2026/05/10 | 17:00 |       | 入院    | 継続   | 主病    | 疲労骨折 |    |
| 2026/04/20 | 13:00 | 2026/05/10 | 19:00 |       | 入院    | 継続   | 主病    | 脳出血  |    |
| 2026/04/29 | 14:00 | 2026/06/10 | 18:00 |       | 入院    | 継続   | 主病    | 脳出血  |    |

- ② ①で特定した利用者(上記の既往歴 CSV キャプチャ例の場合は赤枠の利用者)の算定状況を確認します。  
[請求] → [算定] → [サービス費] 画面より算定状況を確認し、該当期間中の入院時費用が少ない回数で算定されていないか、ご確認をお願いいたします。

### 【過去請求分の対応および運用回避策について】

該当する利用者が確認できた場合、大変お手数をお掛けしますが、以下の対応および運用回避策にてご対応の上、請求作業を進めていただきますようお願いいたします。

#### ■すでに国保請求を行っている場合(過去請求分)

過去請求分については、大変お手数をお掛けしますが、サービス費を修正後、以下の手順で正しい介護給付費明細書を作成していただきますようお願いいたします。

1. [請求] → [介護請求] で該当の利用者の「過誤」を○にします。
2. [請求] → [集計処理] 画面で、[再集計] ボタンから再集計を行います。

利用料請求書につきましては、利用料マスタ画面にて「調整額」などの項目を準備して、ご対応いただきますようお願いいたします。

## ■これから国保請求する場合

これから国保請求を行う分につきましては、サービス費を手動で修正のうえ、集計処理を実行し、正しい介護給付費明細書、利用料請求書を作成していただきますようお願いいたします。

1. [請求] → [算定] → [サービス費] 画面で、算定可能な日付に入院時費用の実績を追加します。

例) 自動算定で算定されず、当月初めから6回算定できる場合

| 算定済                      | サービス内容 | サービス<br>単位数 | 利用<br>日付 | 院 | 院 | 院 | 院 | 院 | 院 | 終 | ● | ● |    |
|--------------------------|--------|-------------|----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|
|                          |        |             |          | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
|                          |        |             | 曜日       | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水  |
| <input type="checkbox"/> | 入院時費   | 1,476       |          | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |   |   |   |    |

2. [請求] → [集計処理] 画面で、[集計] ボタンから集計を行います。

## 【修正プログラムのご提供について】

提供時期が決まり次第、改めてご連絡させていただきます。

## 【お問い合わせ先】

ご不明な点がございましたら、「ほのぼの」シリーズサポートセンターまでお問い合わせください。

以上